

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第34回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年3月29日（木） 14:00～16:10

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、東海 幹夫、

宮本 勝浩

（以上5名）

第3 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、大村 真一（料金サービス課企画官）、野崎 雅稔（電気通信技術システム課長）、山路 栄作（電気通信技術システム課企画官）、中沢 淳一（電気通信技術システム課番号企画室長）

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバ接続料の算定に関する検討）について【諮問第3029号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正））について【諮問第3037号】

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定）について【諮問第3036号】

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通

信設備に関する接続約款の変更の認可（平成24年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について【諮問第3038号】

オ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定）について【諮問第3040号】

(2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3041号】

イ 電気通信番号規則の一部改正について【諮問第3042号】

ウ 事業用電気通信設備規則等の一部改正について【諮問第3043号】

(3) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成24年度事業計画について

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員8名中5名の出席でございますので、定足数を満たしております。

本日の議題は、答申事項5件、諮問事項3件、報告事項1件でございます。

○根岸部会長　まず最初に、諮問第3029号、NTT東西の加入光ファイバ接続料の算定に関する検討と、諮問第3037号、同じくNTT東西の平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定、これについて審議をしたいと思います。今ご紹介いたしました2つの諮問の関係からご説明したいと思います。

諮問第3029号につきましては、総務大臣の諮問を受けまして、昨年1月25日開催の部会におきまして審議を行い、2回の意見募集、事業者ヒアリングで提出されました意見を踏まえつつ、接続委員会で4回にわたりまして調査・検討を行っていただきました。その後、昨年3月29日の当部会におきまして審議を行い、いわば一次答申という形で答申を行いました。

この一次答申におきまして、諮問の対象となっております分岐単位接続料の設定の適否につきまして、「今回なされた議論を十分に踏まえつつ、さらなる多角的な調査・審議を継続し、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとする」としておりました経緯がございます。これを踏まえまして、接続委員会におきまして、昨年10月から7回にわたりまして調査・検討を行っていただきました。

次に、諮問第3037号につきまして説明をいたします。前述のいわゆる一次答申の際に、同じく諮問の対象となっております平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料、こちらは、いわゆる1芯単位の接続料、これにつきましては、低廉化の方向性が示されていることを踏まえ、競争促進及びユーザ利益の観点から、一定の条件を付して認可することが適当との考えを取りまとめております。1芯単位接続料につきましては、特例として認めることとしております乖離額調整によりまして、毎年、接続料を補正することとなっております。今回、平成24年度接続料の補正につきまして、NTT東西から総務大臣に申請がなされております。この申請を踏まえた総務大臣からの諮問を受

けまして、本年の1月23日のこの部会におきまして審議を行い、2月15日まで1回目の意見募集を行いました。その後、提出された意見を公表するとともに、3月1日までの間、再意見の募集を行いまして、2回の意見募集で提出されました意見を踏まえまして、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

以上のとおり、これらの2件は関連の深い案件ということでございますので、本日は、これらの2件を合わせまして審議することといたしまして、接続委員会の主査の東海委員から、その委員会での検討結果についてご報告をいただきたいと思っております。では、よろしくお願いたします。

○東海委員　それでは、答申事項アとイ、一緒にいたしまして、ご報告をさせていただきますと思っております。

まず、最初の資料34-1に係る諮問第3029号の件でございます。これは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバ接続料の算定に関する検討）につきましてのものでございまして、接続委員会調査・検討の結果をご報告いたします。

本件は、昨年3月のこの部会の一次答申におきまして、引き続き検討を行うということとされておりました分岐単位接続料設定の適否について、一次答申の過程で行った議論を十分に踏まえながら、今回の二次答申に向け、昨年10月より接続委員会においてさらなる多角的な調査・検討を行ってきたところのものでございます。お手元の34-1、1枚おめくりいただきますと、報告書がございます。

なお、その報告書をもう1枚めくっていただきますと、具体的な整理の内容は、別添として詳細を掲出しているものが添付されてございますが、これについては、また後ほど説明いただくところでございます。

資料34-1の報告書1ページに戻っていただきたいと思っておりますが、結論といたしましては、NTT東西の光配線区画の拡大及び、その補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当とすることといたしました。また、総務省に対して、3点の項目について要望することといたしました。詳細は、また後ほど説明をいただくことといたします。

また、3番目になお書きがついておりますが、これ、実はもう1件のイの答申事項と共通のものでございまして、「平成23年1月25日付諮問第3029号をもって諮問され、一部条件を付して認可することが適当と答申した第一種指定電気通信設備に関する

る接続約款の変更（以下「当初変更」という）に関連していることから、当初変更に係る認可の際に付した条件のうち、継続的に履行が必要なものについては、引き続きその履行を求めることが適当」ということを、あえて付させていただいております。

最初の資料34-1については、また後ほど、詳細を総務省からご報告いただきたいと思いますが、先に、資料34-2をご覧いただきたいと思いますが、少し大き目のクリップを外していただきたいと思いますが、これは東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正））について検討したものでございまして、これも接続委員会報告でございまして。

本件は、平成23年度から平成25年度までの3年間を算定期間といたしまして、将来原価方式により算定されている加入光ファイバの接続料のうち、平成24年度の接続料を補正するというNTT東西の接続料約款の変更を行うものでございます。先ほど、部会長からもお話がございましたように、本件1月の総務大臣からの諮問でございまして、2回の意見募集をいたしております。

検討の結果、お手元の34-2の1ページの報告書に取りまとめましたとおり、諮問のとおり認可することが適当という結論といたしました。また、総務省に対して、4点の項目について要望することといたしましたが、詳細は、また後ほどご説明をいただきたいと思いますが。

なお、なお書きについては、先ほどの1番目の答申事項と同様のものを付させていただいておりますので、内容は省略させていただきたいと思いますが。

以上、2件につきましての報告書の詳細、総務省よりご説明をいただきたいと思いますが。どうぞよろしく願いいたします。

○根岸部会長　それじゃあ、よろしく願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、資料34-1及び資料34-2に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。

まず最初に、資料34-1をご覧ください。加入光ファイバ接続料の算定に関する検討でございまして。冒頭、部会長より、この審議の経緯等をお話をいただいておりますので、調査審議の経緯、2ページから6ページまでにつきましては説明を割愛させていただきたいと思いますが。

7ページをご覧いただければと思います。「二次答申に向けた検討」ということで、

内容の説明でございます。分岐単位接続料設定の適否に関する検討に当たっては、共用の有無、共用する事業者、装置構成などにより多様なメニューが想定されることから、主なものについて、以下のとおり類型化を図った上で、個別提案やケースごとに分析を加えながら全体鳥瞰を行い、必要な検討を行っております。

OSUは、シェアドアクセス方式によるFTTHサービスを円滑に提供するため、ユーザ宅内に設置されるONUやコア網であるNGNの末端に設置する収容ルータとも連携しつつ、下りトラヒックと上りトラヒックの流れを管理・制御する機能を担っており、このことから、従来から分岐単位接続料設定の検討に当たりましては、このOSUを共用するのかしないのか、また、誰と共用するのかによって分類を行っているところでございます。

まず最初に検討を行いましたのが、OSU共用（NTT東西と接続事業者間での共用）についてでございます。これにつきましては、関係事業者から以下の4つの実現方策が示されておりました。その結果、9ページでございますけれども、表にありますとおり、各方策いずれにつきましても対立点が明らかになっているところでございます。

10ページでございます。また、今回示されました見解をNGN答申においてOSU共用を議論する際に整理いたしました12の課題に沿って整理し、詳細な検討を行いました。が、いずれの提案に関する課題認識につきましても、事業者間の見解の隔たりは大きいことが確認されております。

さらに、提案を実現するために必要となる技術に関する意見の対立については、事業者ごとの価値判断にかかわる側面もあることから、技術論を超えた価値判断に踏み込んでまで一義的に正しい技術を特定することは極めて難しい課題があるとの指摘がなされております。

次に、各提案を実現するために必要となる費用と期間についても、技術や設備、必要となる開発要素に関する認識の相違から、費用・期間いずれにつきましても事業者間の見解の隔たりは大きいことが確認されております。

下の表のOSU共用を例にとりますと、NTT東西は約4,000億円かかり、競争事業者につきましては約300億円を実現可能としているところでございます。こうした状況に対し、審議会におきまして、事業者の協力を得ながら対話型の議論を行ったにもかかわらず、むしろ直ちに収れんする状況にはないことが明らかとなっております。

11ページでございます。また、そもそもの前提として、事業者が目指すサービス競

争のイメージについて、基本的な考え方が異なっていることから、必要な技術や開発要素を精査することが困難な状況となっているとの指摘もなされている。以上から明らかなどおり、NTT東西と接続事業者間でのOSU共用は、提案されているいずれの実現方法についても事業者間の意見の隔たりが大きく、技術面・経済面やサービスの均一化といった12の課題は依然として解決されていない。また、当審議会での議論を踏まえ、当審議会においては、OSU共用を実現可能な案として想定することは難しいことが確認されております。

現時点の喫緊の課題は、FTTH市場における競争を一層促進し、ブロードバンドの普及促進を図るため、多様な事業者が早期に市場に参入する環境を整えることであり、光配線区画の拡大に関するNTT東西における対応の方向性も踏まえると、NTT東西と接続事業者の間のOSU共用について、引き続きその実現性を検討することは合理的ではなく、他に早期に導入可能な代替策が見出せるようであれば、当該方策に関する具体的な検討を行うことが適当であるとしております。

続きまして、OSU専用についての検討でございます。NGN答申においての定義といたしましては、各事業者がOSUを専用するが、1芯ごとに接続料を算定するのではなく、シェアアクセス方式の芯線に係る総コストを事業者合計の分岐端末回線数で除すことにより接続料設定を行うものであり、その位置づけといたしましては、OSU共用以外の手段として、FTTHサービスの提供コストの低廉化による競争促進策とされております。また、同答申におきまして問題が示されており、それを踏まえた対応策を検討することが必要となっております。

12ページでございます。ここにおきまして、1)のOSU共用と同様に多様なメニューを想定した上で、個々の分析を加えながら全体を鳥瞰いたしまして、必要な検討を行ったところでございます。

13ページをご覧ください。NGN答申時に示された課題やその後の検討に当たり示されている課題を整理いたしますと、上段各項目のとおりでございます。モラルハザード的な利用の懸念、接続料負担に係る公平性担保、未回収コストの適正回収、基本料の適正水準での設定、分岐端末回線数等の将来予測、システム改修に係る費用・期間と整理ができます。これらの整理に基づきまして、NGN答申時に検討された接続料均一、加算料均一、加算料傾斜の3つのプライシングの方式が、それぞれ有する内在的性質と主な効果や課題との関係をとらえ直すと、モラルハザード的な利用を除く、その他の各

課題を解決する方策については何ら示されていないことが確認をされております。

以上の検証を踏まえた対応案、エントリーメニューの検討でございます。NGN答申の課題やこれまでの議論に対しては、以下のとおり、個別の対処方策をとることで適切な解決が可能となると考えられております。すなわち、①の課題につきましては、複数年段階料金の設定によって、また②の課題につきましては、未回収コストを各社個別負担することにより解決することが可能と考えられます。14ページでございます。また、③の課題につきましては、未回収コストを後年度回収することにより解決が可能と考えられます。その際、未回収コスト回収前に接続事業者が利用を停止し撤退する可能性に対応するため、3年間のOSU専用メニューに係る最低利用期間を設定することが適当としております。

さらに、④並びに⑤への対応案としましては、考え方を転換し、接続事業者の実際の利用分岐数によらない接続料を設定することが適当であり、具体的には、既にシェアードアクセス方式で参入した接続事業者の獲得分岐数に係る実績を参考に、複数年にわたり段階的に接続料をスライドさせる方法をとることで、本来の分岐単位接続料の趣旨を極力体現しつつ、上記課題への対応を図ることが可能となるとしております。

なお、エントリーメニューに係る複数年段階料金は、複数年で期間内の接続料コストを負担する点、平均コストに基づかない料金設定を行うという点で、現行の加入光ファイバの認可接続料と類似の考え方をとるものであり、1芯単位での接続料を設定しているシェアードアクセス方式の加入光ファイバについて、収容率を高めることが困難な場合があることに鑑みると、この限りにおいて公正妥当な接続料設定方式であると考えられます。

以上を踏まえ、上記OSU専用メニューに関する検証において整理した各課題への対応案を加味したエントリーメニューを、以下のとおり組成することが可能となる。このエントリーメニューを導入することによりまして、接続事業者にとって、新規参入当初の負担が減じるとともに、一定期間後は1芯単位接続料を支払うこととなるため、モラルハザード的な利用の可能性も減じます。また、NTT東西にとっても、未回収コストをおおむね確実に回収することが可能となる。さらに、1芯単位接続料自体の低廉化傾向が今後も続くと想定されることから、後年度回収による加算額が適用される年度においても、接続事業者が順調に収容率を上昇させ、利用芯線数を増加させた場合には、後年度回収額を上乗せした1芯単位接続料負担が大幅に重くなることにはならないと考え

られます。

15ページでございます。このバリエーションといたしまして、現実の参入形態に照らし、NTT東西が設置するOSUを設備単位接続料で借りて利用する場合であっても、エントリーメニューを導入し、事業参入時のリスクの一層の軽減を図ることも必要と考えられます。

このエントリーメニューの接続料水準を検討するに当たりまして、まず、設備競争とサービス競争のバランスに配慮しつつ、DSLからFTTHへの移行を円滑に進めるため、16ページの図にありますとおり、1ユーザ当たりコストがドライカップ接続料と同水準となるために必要となる獲得ユーザ数を求めますと、NTT東日本の接続料水準に基づき計算すると約3.1ユーザ、NTT西日本では約3.9ユーザとなります。

次に、1ユーザ当たりコストが同等となる水準、東では1ユーザ当たり973円、西977円を超える部分、Aにつきましては、ドライカップ接続料に比べ超過コストとなるものであり、事業者のFTTHサービスへの参入阻害要因とみなすことができる。他方、1芯当たりのコストは、東3,013円、西3,846円であり、1芯に收容されるユーザ数は0から8までのケースがあり、すべてのケースを網羅した負担すべきコスト総額はBの部分となるため、割引率はA/Bにより求めることができる。また、実際に東で3.1分岐までの到達期間は事情によりさまざまのため、超過コスト（Aの部分）は1年目に発生すると看做し、1年目に当該割引率を適用することとする。この考え方につきましては、17ページの表に示すとおりでございます。こうして求められるエントリーメニューに関する接続料水準につきましては、一定の合理性があると考えられるとされているところでございます。

17ページでございます。次に、エントリーメニューの適用地域に関する考え方についてでございます。適用地域を考えるに当たりましては、設備競争とサービス競争のバランスに配慮しつつ、さまざまな事業者の参入が可能となるよう、できる限り多様な選択肢を整理することが望ましいと考えられます。そのため、NTT東西以外の事業者のFTTHサービスへの参入状況を考慮した上で、ある時点におけるFTTHサービス市場における非競争地域に限った適用とすることが適当でございます。したがって、具体的には、接続事業者が既に加入光ファイバ（シェアドアクセス）を借りてサービス展開している地域や、他事業者が既に加入光ファイバを自前で構築しサービスを展開している地域にまで適用することは必ずしも適当とは言えない。

18ページでございます。上記考え方を踏まえ、適用地域の選定に用いるデータの入手困難性に鑑み、以下を現時点において、エントリーメニューの適用地域とすることが適当としているところでございます。その結果、対象となる光提供ビル数等は以下の表のとおりでございます。

次に、事業者間のみでのOSU共用についてでございます。19ページでございます。これにつきましても、19ページの表のように、OSUの設置主体、主端末回線の料金設定単位より多様なメニューを想定し、類型化を行い、個々の分析を加えながら、全体を鳥瞰し、必要な検討を行っております。表の下のところでございます。これらのうち、接続事業者間共用方式については、いずれのケースでもNTT東西とのOSUの共用は行われなため、NTT東西の間ではOSU共用メニューの検討に際して指摘された技術的課題は生じない一方、接続事業者間においては一定の調整がなされる必要があることが確認されております。また、分岐単位接続料設定に関しては、2)のOSU専用の検討の際に示された課題についても同様に対応が必要であることが確認されております。

他方、コンソーシアム方式につきましては、同じくNTT東西との共用は行われなため、既述の技術的課題は生じないが、接続事業者間では一定の調整がなされる必要があることが確認されております。

20ページでございます。また、接続料の支払いについては、接続事業者間において代表幹事事業者を選定し、それが設備単位の接続料を一括して支払うこととなるため、既述の課題は解決されることが確認されております。さらに、コンソーシアム方式は、円滑な利用が図られるための改善の余地はあるものの、現行接続約款においても、すべての事業者にとって利用可能な選択肢であることが確認されております。

また、そのバリエーションといたしまして、3)OSU共用におきましても、エントリーメニューを導入し、事業参入時のリスクの一層の軽減を図ることも必要と考えられております。

続きまして、21ページでございます。ここから配線区画の拡大についてのご説明でございます。これは、分岐単位接続料設定の議論が芯線単位の接続料設定となっている加入光ファイバの収容率を高められない場合、当該光ファイバを借りる事業者がリスクを負うこととなるという状況にどう対処するかという問題認識から出発していることを踏まえまして、光配線区画を拡大し、1の局外スプリッタがカバーする世帯数を増大さ

せることによっても、収容率をより容易に高めることが可能となる場合があることに着目した上で、分岐単位接続料設定とは異なる角度からの対応策として提起されているものでございます。

上記の問題認識を受けまして、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方を調査・審議した情報通信審議会に対し、関係事業者より問題の提起がなされ、昨年12月20日付答申におきまして、以下のとおりの整理が示されているところでございます。

N T T東西の配線ブロックに係る設備構築状況に着目すると、実際の配線ブロックの大きさはさまざまであり、必ずしも平均戸数と一致するものが多いわけではなく、それを下回るものも一定程度存在している。これに加え、ブロードバンド利用率やN T T東西のF T T Hシェアなどから試算した配線ブロックごとの競争事業者の現時点の獲得ユーザ想定数の多寡も考慮すると、競争事業者がN T T東西から光ファイバ配線を借りて競争的なサービスを提供するに当たり、このような配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性があり得ると考えられる。

次のページ、第3パラでございます。このため、今後、公正競争環境を一層整備する観点から、例えば、戸数が過少な配線ブロックについて設備構築状況を精査し、必要な見直しを検討することを含め、アクセス回線における競争促進の在り方について検討することが必要と考えられるとしております。

以上の情報通信審議会答申を踏まえ、配線区画の拡大の方策について、関係事業者の意見も聞きながら具体的な検討を行っております。N T T東西は、光配線区画の問題について、おおむね前向きに検討する意向を示している一方、この見直しのみでは分岐単位接続料設定の適否の検討を終えることについて、接続事業者から否定的な意見が示されております。これを踏まえまして、N T T東西より、配線区画の見直しに関し、見直しの方向性及び他事業者向けの新たな配線区画導入の進め方についての考え方が示された上で、光配線区画の見直しまでには、事業者間協議及びトライアル等のプロセスを踏む必要があり、少なくとも2～3年程度の期間を要するとの見通しが示されております。

以上を踏まえての取りまとめの方向性についてでございます。25ページをご覧ください。競争政策の基本は、競争促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じて、利用者利益の最大化を図ることであり、その際には、設備競争とサービス競争の適切なバランスを図りながら推進することが重要である。また、現在のF T T Hサービス市場については、N T T東西が市場の75%を占めており、シェアドアクセス方式による加

入光ファイバ回線については、1芯単位での貸し出しとなっており、F T T Hサービス市場への新規参入については、1芯当たりの収容率を高めることとの関係で一定の困難性が伴うとの指摘がなされており、公正競争の観点からの施策を講じることが長く求められております。

こうした認識を前提として、分岐単位接続料設定の適否に関する検討を行い、必要な類型化を図った上で、1)、2)、3)の順に、個別提案やケースごとに分析を加えながら、全体鳥瞰を行った結果、ここまで申し上げた以下の4パラのとおり整理することが適当としております。

以上に加えまして、検討を行ったのが光配線区画の拡大でございます。これは、前述のとおり、芯線単位の接続料設定の加入光ファイバの収容率を高められない場合の事業者リスクへの対処という問題意識から出発し、光配線区画を拡大することによっても収容率をより容易に高めることが可能となる場合があることに着目し、検討を行っております。その結果、現在、N T T東西において、戸数が過少な配線ブロックについて設備構築状況を精査し、必要な見直しの検討が進められており、当審議会に対し具体的な見直しの方向性を示しております。この点は、他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくするという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応ととらえることができるとしております。

他方、こうした見直しを進め、新たな配線区画によるサービス提供が本格実施されるまでには一定の時間を要すると見込まれることから、見直しが完了し、十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけF T T Hサービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に、参入の弾力化という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当であるとしております。

その場合、O S U専用の検証を踏まえた対応案（エントリーメニュー）の検討におきまして整理をした以下の各課題への対応案を加味したエントリーメニューを、上述の接続料水準により導入することが適当であるとしております。

参入の弾力化という観点からは、このようなエントリーメニューを全国的に導入することも考えられますが、光配線区画の見直しが本格実施されるまでの暫定的な措置であることを踏まえると、より早期に、より焦点を絞った競争促進策を講じることが喫緊の課題となります。すなわち、エントリーメニューの適用対象について、市場の実態を踏まえ、現在、F T T Hサービスに関する競争が生じておらず、上記配線区画の見直しを

待っている、F T T Hサービス市場参入への適切なタイミングを失う可能性のあるエリア（ある時点におけるF T T Hサービス市場における「非競争地域」）に限定することが適当である。

これらの措置を講じることによりまして、設備競争とサービス競争のバランスに配慮しつつ、さまざまな事業者の市場参入と自由な事業展開を促すために必要となる選択肢を整備することが可能となり、F T T H市場における競争を一層促進し、ブロードバンドサービスの普及促進を図ることが期待をされます。したがって、分岐単位接続料設定の適否に係る諮問への対応としては、依然としてさまざまな解決すべき課題がある、1)、2)、及び、3)の①接続事業者間で共用し分岐単位接続料を設定するものについては、その方策を講じるのではなく、N T T東西の配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューといった早期に導入可能な方策を講じることが適当であるとしております。

なお、光配線区画の見直しやエントリーメニューの導入に当たっては、多様な事業者のF T T Hサービス市場への参入の弾力化が目的の1つであることに鑑み、N T T東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めるとともに、できる限り早期に実施するよう取り組むことが求められるとしております。

最後に、ブロードバンドサービスの普及促進に向けては、光ファイバ接続料に係る課題への対応のみならず、より広範な課題に対する取り組みをあわせて進めることが必要でございます。これらの点に関しては、今回の諮問の直接の対象ではないものの、平成23年12月20日付情報通信審議会答申において政策の方向性が示されていることを踏まえ、総務省において必要な対応を行うことが適当であるとしております。

こちらで、1ページ目の報告書にお戻りをいただければと思います。以上を踏まえまして、N T T東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当であるとした上で、別添に記載した検討結果を踏まえ、以下の措置が講じられることを要望する。

N T T東西に対し、光配線区画の早期見直しを要請すること。また、透明性と予見性を確保する観点から、見直しの状況について、平成24年6月末までに総務省に報告するとともに、その後、半年ごとに、見直しが完了するまでの間、総務省に報告することを要請すること。

N T T東西に対し、光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として、エ

ントリーメニューを早期に導入するため、速やかに接続約款の変更申請を行うことを要請すること。

N T T東西に対し、光配線区画の見直し及びエントリーメニューの導入に当たり、多様な事業者のF T T Hサービス市場への参入の弾力化が目的の1つであることに鑑み、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めることを要請すること。

なお、本件は平成23年1月25日付諮問第3029号をもって諮問され、一部条件を付して認可することが適当と答申した第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更に関連していることから、当初変更に係る認可の際に付した条件のうち、継続的に履行が必要なものについて、引き続きその履行を求めることが適当であるとしております。

以上、資料34-1のご説明でございました。

続きまして、乖離額調整の補正の認可についてのご説明でございます。資料34-2をお手元にお置きいただければと思います。こちらは、前回、接続料算定期間、平成20年から22年度について、乖離額調整することを特例的に認められておりましたところ、その乖離額を算定するに当たり、平成22年度における実績費用と実績収入については一部見込額により算定されており、当初の見込み額と実績値との差分を補正するものでございます。本件に関しますパブリックコメントの考え方をご紹介させていただきたいと思っております。時間も限られておりますので、本部会におきましては、いただきましたパブリックコメントのうち、主なものを集めて、抜粋版をご用意させていただいております。一番下の参考資料1をご覧くださいと思います。

接続委員会におきまして全体についてご審議をいただいておりますので、ポイントを絞ってご理解いただくために、事務局のほうで取りまとめさせていただいております。時間の都合もございますので、適宜ポイントを紹介させていただきたいと思っております。

まず、総論でございます。意見の1、国民のブロードバンドの利活用のさらなる促進に向けて、設備競争とサービス競争のバランスをとりながら接続料水準の低廉化を図るとともに、線路敷設基盤の利用環境の整備を進め、競争を推し進めることが重要とのご意見です。

考え方につきましては、国民のブロードバンド利活用に向けた普及促進を図るためには、多様な事業者の参入促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じ、ユーザ利便の向上を図ることが適当である。具体的な方策を検討するに当たっては、設備競争とサービス競争のバランスを確保しながら推進することが重要である。

また、線路敷設基盤の在り方については、平成23年12月20日付情通審答申において、設備競争を促進するためには重要な役割を果たすとの認識が示され、必要な施策の実施が求められている。以上の考え方や答申を踏まえ、必要な取り組みを図ることが適当としております。

意見2でございます。加入光ファイバ接続料は、「光の道」構想という重要な政策の成否を左右するものであり、現状のルールが競争政策として大きな課題があるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠。また、移行期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべき。

考え方でございます。加入光ファイバ接続料の算定方法に関しては、「『光の道』構想実現に向けて取りまとめ」等におきまして、「光の道」構想の実現に向けて、設備競争への影響やNTT東西に過度の経済的負担と投資リスクを負わせることのないよう配慮しながら、加入光ファイバ接続料の低廉化を図り、今後のFTTH市場の活性化を図ることは極めて重要との認識が示されております。以上の認識は、政策的方向性としては妥当であり、これを踏まえて行うことが適当としております。

2ページ目でございます。一芯単位接続料に係るご意見。災害特別損失の扱いについてでございます。今回、接続料原価への算入が求められている災害特別損失の扱いについては、接続料への算入を性急に許可することは早計。接続料原価への算入の是非について議論を尽くした上で対応を行うべきとのご意見でございます。

本件認可申請においては、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて接続料原価に算入しております。NTT東日本の財務会計上における今回の災害特別損失の計上は、公認会計士協会から公表された処理に基づき実施したものでございます。その後の实地調査により判明した見積差額を減算した上で、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するもののみについて、接続料原価に算入しております。このような取り扱いは、東日本大震災の特殊性や第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性があると認められる。

また、平成22年度特別損失、見積差額について、営業費用と同様、接続会計規則の規定に準じ、整理し、開示されており、一定の透明性は確保されております。

なお、特別損失に係る見積差額は、平成23年度第3四半期以降にも発生する可能性があることから、こうした差額を事後的に特別利益として計上する場合には、第一種指

定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、今回と同様の減算を行うことが適当であるとしております。

乖離額調整についてでございます。将来原価方式においては、乖離額調整制度は本来認められるべきものではないとのご意見でございます。前回接続料算定期間における加入光ファイバ接続料においては、先ほど申し上げましたとおり、特例的に認められているところでございます。将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することについては、昨年の当審議会答申において、将来原価方式においては、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者がみずから責任を負うべきものであり、乖離額調整制度は認められないとしております。その上で、将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適当でなく、現時点において、恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適当であるとは言えないとの見解を示しております。

ただし、同答申においては、平成23年度から平成25年度接続料に係る乖離額調整に限り、「光の道」構想を念頭に置いた一定程度の積極的な需要見積もりが行われていることから、一定程度の乖離が生じる可能性は否定できない等の理由から、特例として認めることが適当としております。この答申の前提となる状況に何ら変化がないことから、引き続き現行算定期間における乖離額調整に限り、特例として認めるとの考え方をとることが適当であるとしております。

予見可能性につきましては、NTT東西に対し、平成23年度から平成25年度までの半期ごとの状況について、各期間経過後2カ月以内に総務省に対し報告するよう求めており、確保が図られております。

意見5でございます。乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT東西のコスト削減の取り組みについて、総務省において検証し、その結果を示すか、NTT東西から取り組みの詳細が公表される等の措置が必要とのご意見でございます。

平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の認可条件として、需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取り組みについて、平成24年度接続料に係る乖離額の補正申請時まで総務省に報告するよう求めており、NTT東西のコスト削減インセンティブの確保を図っております。

今般、予測と比較して需要の減少が生じたNTT西日本から、コスト削減の取り組みに関し、総務省に対して報告がなされており、本件申請概要において公表されております。

す。また、前回接続料算定期間の検証では、NTT東西ともに実績費用が予測費用を下回っていることが示されております。

他方、コスト削減の取り組みの詳細については、一般に公表することは適当でなく、引き続き総務省において検証を行うことが適当であるとしております。

また、今後とも接続料の適正性を確保する観点からは、引き続きNTT東西のコスト削減インセンティブを確保することが必要であることから、需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取り組みについて、平成25年度接続料に係る乖離額の補正申請時までには総務省に報告することが適当であるとしております。

続きまして、配線区域情報等に関することをございます。接続事業者とNTT東西の利用部門との間で情報の同等性が確保されていない懸念があり、NTT東西の設備部門と利用部門との間で厳格なファイアウォールの検証と設備構築に係る情報や計画を開示・更新することが必要とのご意見でございます。

光配線区域情報の提供手続に関しては、接続約款に定められており、NTT利用部門が当該手続を利用する場合は、接続事業者と同じ条件、同じ料金で利用することとなるため、この限りにおいて同等性は確保されております。

光配線区域情報の開示については、先の認可条件として、光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に関し、必要な取り組みを行うことが求められております。

また、ブロードバンド答申においても、ブロードバンド普及促進に向け、公正競争環境を一層整備する観点から、見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより円滑化を図ることが必要との見解が示されております。

以上を踏まえ、NTT東西においては、光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に向けて、必要な取り組みを行うことが適当である。具体的な開示方法等については、ブロードバンドの普及促進を円滑に進める観点から、現在、関係事業者との間で進められている協議を通じ、できる限り速やかに成案を得ることが適当であるとしております。

意見9でございます。地中化エリアにおいて競争を促進し、ユーザの選択肢を確保する観点から、NTT東西の光ファイバのうち、電柱～管路～各戸の部分的な開放についてルール整備をすべきというご意見でございます。

光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が、NTT東西が既に敷設した光ファイバ

のうち必要な部分のみ設備を借りることで効率的な事業展開を可能とするものであり、NTT東西においては光ファイバの利用率を上げるとともに、一定程度の光ファイバ設備を有する他事業者においては事業展開の柔軟性を高め、競争事業者が上部空間の光ファイバを敷設・活用するという点で設備競争を促進する効果が期待される。この点については、ブロードバンド答申において、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当とされている。以上を踏まえ、光ファイバの部分的な開放に関し、接続条件や追加費用等に係る事業者間協議を一層進めることが適当である。

(4) 光配線区画の適正化について、意見12でございます。NTT東西から提供された配線区域情報については、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが存在しており、徹底検証やルール整備が必要。また、適正化を図るエリアと具体的なスケジュールについて速やかに情報を開示すべきというご意見でございます。

光配線区域内の在り方については、ブロードバンド答申において、「配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性があり得る」とされ、「今後、公正競争環境を一層整備する観点から、アクセス回線における競争促進の在り方について検討することが必要」と整理をされております。以上を踏まえ、当審議会においても、関係事業者の意見を聞きながら具体的な検討を行った。NTT東西においては、設備構築状況を精査し、必要な見直しの検討が進められており、具体的な見直しの方向性が示されている。この点は他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応ととらえることができる。

なお、こうした光配線区画の見直しに当たっては、多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化が目的の1つであることに鑑み、NTT東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めるとともに、できる限り早期に実施するよう取り組むことが適当である。また、透明性と予見性を確保する観点から、見直しの状況について、平成24年6月末までに総務省に報告するとともに、その後、半年ごとに、見直しが完了するまでの間、総務省に報告を行うことが適当であるとしております。

3. 分岐単位接続料に係る意見でございます。こちらにつきましては、先ほど、資料

34-1でご説明をした報告書の考え方を取りまとめておりますので、意見のみ簡単にご紹介させていただきます。

NTT東西を含めたOSU共用による分岐単位接続料を設定すべきというご意見。ファイバシェアリングを実現すべきであり、分岐単位接続料の設定は必要不可欠というご意見。加入光ファイバ接続料について低廉化が進み、2～3ユーザの利用があればADSL並み料金の実現も可能な水準である。分岐貸し（OSU共用）による分岐単位接続料の設定は、サービスの多様化・品質の確保や技術上の課題があることから適当ではない。エントリーメニューの検討をすとしても、公正競争を阻害しないこと、また、現在の接続料制度の枠組みを超えないことが必須というご意見。さらには、OSU共用やOSU専用を導入することは、安易に実施すべきではない。むしろ、光配線区画内のシェアドアクセス利用可能世帯数の適正化を図ることが先決というご意見でございます。

続きまして、一番最初、1ページ目にお戻りをいただければと思います。接続委員会からの報告書でございます。NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。

以下、要請事項でございますけれども、先ほどご説明いたしました抜粋の考え方の中で、括弧で要請と付されているものをまとめたものでございます。4点記載がございます。説明は割愛させていただきたいと思っております。

3につきましては、資料34-1と同じく付しているものでございます。

以上、説明は終わります。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただきました2つの問題が、関連はございますが、1つ1つ、若干違うところもありますので、ア、いわゆる分岐単位接続料設定に関連する、こちらからまず、ご意見、ご質問をいただければ幸いです。いかがでしょうか。光配線区域の見直しとエントリーメニューの導入と、こういう報告をいただいているところでございます。

酒井先生、何かございましたらと思っておりますが。

○酒井委員 この点に関しましては、接続委員会で相当議論いたしまして、特に分岐単位接続料に関して、各種のいろんな方式があり、そのところで、これが本当にできるのかできないのか、できないということはないとは思いますが、一番のポイントは、1つの回線を複数の人が使うときに、非常に使っている人には多くの帯域を割り当てる、

そうじゃない人には少しの帯域を割り当てる、こういった動的な方式がいろいろあるので、それに関して、NTTにこの方式でいけど、本当にそこまで言えるのかということ、そこまではとても言えないだろうと。そうすると、本当に1つ1つ、これでやったらどれぐらいのコストになるというのを精査すれば、できるかもしれませんが、そこまではちょっと無理だろうということで、この議論を相当やっても、すぐ決着がつくものじゃございませんので、一たんはこの議論はここまでという形にしまして、とにかく結果的に導入が可能なようなエントリーメニューというのを考えてみようじゃないかという方向にいったものでございます。そういう意味で、とにかくこういう形でやってみて、どうなるかというのを様子を見るのが一番いいのではないかとは思っております。

○根岸部会長　ありがとうございます。

あるいは、関口先生、何か。

○関口委員　今、酒井先生がおっしゃったように、この議論を詰めていったときに、最終的には、価値判断にかかわる事業者間の対立みたいなところについて、こちらは判断すべきではないということまで来たということで、可能な限り、OSU共用等の可能性も全部検討した上で、1つに絞りがたいという結論に至ったわけですね。

もう一つは、その解決策の案としては、本質的な解決策としては、やはり配線ブロックの適正化というところにあるということにはわかっているのですが、やっぱりここは最低でも二、三年かかるということから、そこまでの補助的な手段として、比較的事業規模の小さな事業者向けのエントリーメニューをつくったということで、具体的には、約款として、このエントリーメニューも出てくるというタイミングで、さらに具体的な案をもう一度詰めるという作業が必要になると思いますが、現時点でベストソリューションだとは考えております。

○根岸部会長　ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、この最初の部分につきまして、これは諮問第3029号の諮問案件につきまして報告書をいただいておりますが、それと同じ内容の答申ということで、33ページというところに、答申書(案)というのがついておりますけれども、報告書と全く同じ内容でございますが、この内容で答申をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、イのほうの諮問につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いいたします。こちらは、参考資料2というので、いわゆるスタックテストを行ったということも資料としてございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　　ありがとうございます。それでは、こちらの3037号の諮問につきましても、報告書をいただきましたが、これと同じ内容で答申したいと思います。こちらは、53ページに同じ内容のもので答申書(案)というものがございますが、「案」を取りまして、この内容で答申をしたいと思います。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　　それでは、続きまして、諮問3036号のNTT東西の、いわゆる実際費用方式に基づく平成24年度の接続料の改定について審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、今年の1月23日の部会で審議を行いまして、2月15日まで1回目の意見募集を行い、その後、提出されました意見を公表するとともに、3月1日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集で提出されました意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討をいただきました。接続委員会の主査の東海委員より、その検討結果についてご報告いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○東海委員　　資料34-3をご覧いただきたいと思います。諮問第3036号に係るものでございます。これは、接続約款の変更の認可のうち実際費用方式、ヒストリカルコストに基づく平成24年度の接続料等の改定につきまして接続委員会で議論をいたしました結果のご報告でございます。

本件は、資料34-3の52ページ以降、変更の内容、具体的な記載がございますけれども、専用線等の実際費用方式を適用する平成24年度の接続料及びその他の手数料等を改定するため、NTT東西の接続約款の変更を行うものでございます。意見募集につきましては、先ほど、部会長からご説明ございましたので、省略をさせていただきます。

検討の結果、資料34-3の1枚おめくりいただいた1ページの報告書をご覧いただきたいと思いますが、基本的には諮問のとおり認可することが適切ということといたしましたけれども、総務省に対して4点の項目について要望を付かせていただいております。それらの要望を含め、詳細については総務省からご説明をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○根岸部会長　それでは、よろしく願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、ご説明申し上げます。こちらにつきましても、パブリックコメントの考え方、大部でございますので、効率的にご説明させていただく観点から、参考資料をご用意させていただいております。参考資料1をご覧いただければと思います。それに基づきまして、ご説明をいたします。

移行期における接続料算定の在り方に関する意見でございます。まず、意見1でございます。メタルから光ファイバへのアクセス回線の移行の進展に伴い、メタル回線需要の減少に対応した政策的な配慮は、利用者利便性の向上や公正競争環境を維持していく上で必要不可欠となっている。このため、メタル回線に係る接続料算定の在り方に関し、関係事業者が参加して議論を行う場を設けるべきというご意見でございます。

ドライカップなどレガシー系サービスについては、回線コスト自体は新規投資の抑制や効率化等により毎年度削減傾向にあるものの、こうしたコストの減を需要である稼働回線数の減少が上回っていることから、接続料が上昇傾向にある。NTT東西自身がコストの大宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえ、NTT東西においては、引き続きトラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが適当である。

移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進のための環境整備の在り方について」において、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、未利用芯線コストの扱い、メタルの耐用年数、施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、さらなる適正化に向けた検討を行っていくことが適当との考え方が示されております。

PSTNからIP網への移行を踏まえると、レガシー系サービスの需要は今後とも減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、上記ブロードバンド答申に従い、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。

意見2でございます。メタル回線に係るコスト削減を実現する方策として、利用実態を踏まえ、現行の法定耐用年数から経済的耐用年数への変更といった見直しを行うべきという意見でございます。

移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。設備の耐用年数については、一般的に、接続料原価算定等の適正化を図る観点からは、利用実態等を踏まえ、会計監査実務について十分に配慮した上で、減価償却費を経済的耐用年数で算定することが望ましい。

平成19年10月の「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書においては、PSTNに係る設備については、償却済資産の割合が今後増加すること等を想定すると、直ちに耐用年数の見直しを行う必要性は認められないとされているが、メタルケーブルに経済的耐用年数を適用する場合は、改めて実態を検証し、実態に即した耐用年数を算定することが適当とされているものである。なお、ブロードバンド答申において、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、メタルの耐用年数などに関するコスト検証を行い、接続料算定のさらなる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされている。

意見3でございます。メタルの未利用回線は、ユニバーサルサービスの観点から残置されていると言えるが、基本的には接続事業者は使用することのない回線である。当該回線に係るコストは接続料上昇の最大の要因であることから、マイグレーションの状況を踏まえ、接続料算定対象コストとしてどのように扱っていくべきか早急に検討すべき。

考え方でございます。移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。なお、ブロードバンド答申において、加入電話の契約数は近年では年8%を超える割合で減少傾向にある一方で、利用芯線が一部に残るメタルケーブルをケーブル単位でまとめて撤去できないこと、宅地開発等による新規敷設の必要性により、毎年一定のメタルケーブル投資が行われ、メタルケーブルの総延長も年々微増していること等を踏まえ、未利用芯線コストの扱いなどに関するコスト検証を行い、接続料算定のさらなる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされている。

意見4でございます。施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法について、透明性を確保した上で検証することが必要。

移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。なお、ブロードバンド答申において、電柱・管路等におけるケーブル及び附属設備の施設保全については、未利用芯線が多く、集線されないメタル回線にコストが大きく配賦（電柱・管路等に係る施設保全費の約8～9割がメタル回線に配賦）されていることを踏まえ、施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法などに関するコスト検

証を行い、接続料算定のさらなる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされている。

意見5でございます。需要が減少傾向にある接続料に対しプライスカップ規制を導入することにより、NTT東西にコスト効率化インセンティブを機能させる実効的な接続料ルールを構築する必要がある。

移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。現在、接続料の妥当性を検証するため、市場メカニズムが有効に機能している場合に、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになる点に着目し、接続料と利用者料金との関係に関する検証（スタックテスト）が行われている。今回の接続約款変更認可申請に当たっても、必要な検証が行われ、すべてのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められないとされている。

また、NTT東西からは、メタル回線が2020年度初頭においても相当数残るとの見込みが示されているが、この点はより明確化を図る必要があることから、2012年度以降のメタル回線撤去等の対応の在り方を示すよう、総務省からNTT東西に対して求めている。接続料算定の適正性を確保する観点からは、まずは以上の取り組みを着実に進めることが適当である。なお、ドライカップやラインシェアリング等の需要が減少傾向にある接続料に、インセンティブ規制としてプライスカップを設定すべきとの意見については、以上の取り組みが行われていることや、市場環境や競争環境が異なることも踏まえ、現時点においては参考として承る。

意見6でございます。NTT東西はアクセス回線の移行計画等に関し、予見性を確保するために必要な情報を早期かつ積極的に開示すべき。

アクセス回線のメタルから光ファイバへの移行については、予見性の確保が重要であり、ブロードバンド答申に示されたとおり、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けてさまざまな方策について検討していくことが適当である。

また、2020年代初頭において一定程度のメタル回線が残る場合においても、メタル回線がどの程度残存するか、そのメタル回線がどのように利用されると見込まれるかといった点について、より具体化されることが望ましく、NTT東西から利用者及び関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手法等について、可能な限り早期かつ逐次

に情報提供が行われることが適当である。

これらの点については、総務省からNTT東西に対して求めている報告の結果も踏まえつつ、ブロードバンド答申のフォローアップを行うことが適当である。具体的には、情報通信審議会電話網移行円滑化委員会において、適切なタイミングで環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には適時適切に検討を行うことが適当である。

続きまして、各論、意見9でございます。災害特別損失を接続料原価へ算入することは早計であり、接続料算定の在り方と合わせて考え方を整理すべき。今回のように災害等のやむを得ない理由により特別損失を接続料原価に算入する場合は、企業会計と接続会計の整合性の整理、透明性の確保のための仕組みの導入、第一種指定設備に関係のないコストの算入を認めないことの徹底等が必要。こちらにつきましては、平成24年度の加入光ファイバに係る乖離額調整の補正申請におきます考え方と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

意見11でございます。累次のオペレーションシステムの更改が回線管理運営費の上昇につながっている。このため、需要減に応じたコスト削減を行うことで、低廉化、最適化を図る必要がある。また、システム更改の必要性は慎重に検討すべきであり、NTT東西は本機能の追加に係る定量的な費用対効果の予測を実施し、その結果を接続事業者に対して説明すべき。

回線管理運営費については、オペレーションシステムの更改の影響もあり、需要の減少がコストの減少を上回っている。この際、ラインシェアリングのように回線管理運営費が接続料自体を上回る接続機能については、その上昇が当該機能に係る接続料全体の変動に与える影響が大きい状態である。

以上を踏まえ、NTT東西においては、回線管理運営費について、引き続き回線数の減に応じ、一層のコスト削減効果が出せるよう努めることが必要である。また、今般、接続事業者から累次のシステム更改の必要性及び費用対効果についての懸念が示されている状況を踏まえ、回線管理運営費に影響するシステム更改に関し、システム更改の必要性について、接続事業者に対し合理的な説明を行うよう努めること、コストの予見性及び適正性を検証する観点から、あらかじめ必要な情報開示を行うこと、接続事業者においても、システム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うことが必要で

ある。

意見13でございます。コロケーション費用である電気料については、調整額の算入により前年度比で大幅に上昇している。今後も電気料の動向は見通しが立たないため、予見性・透明性を確保する観点から、算定根拠の開示や説明会において詳細な説明を行うべき。また、平成23年12月20日付情報通信審議会答申に基づいて出された行政指導に従い、電気料の扱いの柔軟化について早急に運用を見直すべき。

今回の電気料の上昇は、電力会社の燃料費調整額上昇による平成23年度のNTT東西と電力会社との契約電気料金の値上げの影響と、平成22年度における実績収入と実績費用の差額をもとに算定した乖離額調整の影響によるものである。コロケーション費用である電気料の算定自体は、接続約款に規定された算定方法により適正に行われているものと認められるが、接続料算定の予見性・透明性は常に確保されることが重要である。この点、NTT東西より、ビルごとの電気料を各事業者の開示し、要望に応じ内容を説明する考えが示されている。NTT東西においては、こうした取り組みを今後一層進めることが適当である。

電気料の扱いの柔軟化については、ブロードバンド答申において、「コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続に応じて電気料を計算する等、コロケーション装置に係る電気料の扱い（「申込電力」の考え方）を柔軟化することが適当」と整理されており、行政指導も踏まえ、NTT東西と関係事業者の間で事業者間協議を行い、具体的な柔軟化の方法を検討することが適当である。

意見15でございます。公衆電話の接続料については、コスト削減がトラヒックの減少に追いついておらず、今後さらに上昇していくことが想定され、結果として国民負担の増加につながる懸念があることから、費用削減を図るべき。特に、電話ボックスの清掃料等、外部委託しているコストについては、コストの適正性を外部から検証できるようにすべき。

公衆電話発信機能等の公衆電話機能に係る接続料については、NTT西日本の再意見にあるとおり、コストの削減・効率化の努力がなされているものの、トラヒックが大幅に減少したことから、結果として接続料が上昇しているものである。NTT西日本自身がコストの大宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、当該インセンティブに係る課題が解消

されたとまでは言えないことから、NTT西日本においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、外部委託にかかるコストを含め、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。

なお、東日本大震災の発生時における公衆電話の無料化によりトラヒックが急激に増加したことから、平成24年度のNTT東日本における公衆電話機能の接続料は低下しているものの、調整額の適用により、後年度において接続料が上昇する可能性があることには留意が必要である。

意見21でございます。光屋内配線加算額の算定における故障修理時間や平均的な使用期間について、技術習熟による作業の合理化や光コンセント化といった現状の設置実態に即した数値に見直すべき。

考え方でございます。光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理に係る作業時間については、引き通し形態の光屋内配線が増加したこと、光ファイバの材質の向上などにより故障原因が変化していることなどを踏まえ、適時に再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが適当である。

平均的な使用期間を10年としている点については、平成22年3月29日付当審議会答申において、NTT東西が過去の保守実績等から屋内配線の使用年数を算出していることは適切とした上で、「最近では引き通し形態で設置する事例が増加するといった事情の変化も生じていることから、NTT東西においては常に実態に即した使用年数を用いることが必要」との見解を示している。

NTT東西においては、引き通し形態の光屋内配線について、光コンセント化が進むことにより、光ファイバが壁内に収容されるケースが増加し、平均的な使用期間の変化が認められる場合は、実態に即した使用期間に見直すことが適当である。

以上、パブリックコメントのご紹介と考え方でございます。最初の1ページにお戻りをいただきまして、接続委員会からの報告書でございます。本件、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては以下の措置が講じられることを要望する。

(1) 総務省において、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」を踏まえ、具体的な検討を行うこと。

(2) NTT東西に対し、移行の進展に伴うトラフィック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること。

(3) NTT東西に対し、NTT東日本が平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うことを要請すること。

(4) NTT東西に対し、第一種指定電気通信設備の回線管理運営費に影響するシステム更改に関し、以下の事項を要請すること。①システム更改の必要性について、接続事業者に対し合理的な説明を行うよう努めること。②コストの予見性及び適正性を検証する観点から、あらかじめ必要な情報開示を行うこと。③接続事業者においてもシステム改修等が必要になることから、新システム移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うこと。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問なり、ご意見なりございましたら、どうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　それでは、今、報告書でいただきました内容と同内容の答申書ということで、49ページに案がありますが、「案」を取りまして、この内容で答申をしたいと思っております。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、次に、諮問第3038号、NTT東西の、いわゆるNGN、次世代ネットワークに係る平成24年度の接続料の改定につきまして審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、今年の1月23日の部会で審議を行いまして、2月15日まで1回目の意見募集を行いました。その後提出された意見を公表するとともに、3月1日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集で提出された意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討をいただきました。接続委員会の主査である東海委員より、その検討結果についてご報告をお願いいたします。

○東海委員　それでは、接続約款の変更の認可の問題のうち、平成24年度の次世代ネットワーク、いわゆるNGNに係る接続料の改定につきまして、接続委員会での検討の

結果をご報告いたします。

お手元の資料の34-4、12ページに申請概要がございますけれども、概要の4番目の説明事項の中にごございますように、本件はNTT東西のNGNに係る次の4つの機能、1つは一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、2番目は関門交換機接続ルーティング伝送機能、3番目は一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能、4番目はイーサネットフレーム伝送機能、この4つの機能に関し、平成24年度の接続料を改定するため、NTT東西の接続約款の変更を行うものでございます。

意見募集の状況につきましては、先ほど、部会長からご説明がございましたので省略をいたします。検討の結果は、お手元の資料34-4の1ページにごございますとおり、諮問のとおり認可することが適当という報告書とさせていただきます。詳細については、総務省からご説明をよろしくお願いいたします。

○根岸部会長　では、お願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、2ページ目以降、パブリックコメントの意見及びその考え方につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、意見1でございます。今回申請がなされているNGN接続料は、「光の道」構想という重要な政策の成否を左右するものであり、現状のルールが競争政策として大きな課題があるとの視点や、移行期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点からの検討が不可欠。具体的には、多様なサービスを創出する環境を整備し、参入を促進するため、IP網のアンバンドルの細分化、PSTNのGC接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要というご意見でございます。

考え方でございます。NGNにおけるアンバンドル機能に係る設定単位の細分化については、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」において、「NTT東西のNGNと接続事業者のIP網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークのIP網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能のさらなるオープン化、設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化を図るために必要な措置をとることが適当」との見解が示されている。

移行期において、電気通信市場の一層の公正競争環境を整備する観点から、以上の答申を踏まえ、必要な対応を行うことが適当である。なお、本諮問の対象外である加入光ファイバ接続料及びヒストリカル接続料に関するご意見については、参考として承る。

次、4ページをご覧ください。意見2でございます。NGNイーサネット接続機能に

ついて、NGNが競争事業者との接続を前提とせずに構築されているため、他事業者が新たに接続を行うに当たり、多額の網改造費等の個別負担を求められている。公正競争を担保する観点から、NTT東西は、追加的な網改造費を必要とせずに、他の事業者が接続可能な網としてNGNを構築し直すとともに、適切なコストかつ必要なタイミングで競争事業者が必要な機能を利用できるようにすべき。

考え方でございます。平成22年3月29日付当審議会答申で示したとおり、NGNが当初実装していない接続機能を追加するためにネットワーク改修等が必要な場合において、当該機能が基本的な接続機能に該当する場合には、その費用を接続料原価に算入した上で網使用料として回収することが適当であり、接続事業者が個別的に用いる機能に該当する場合には、接続事業者の個別負担となる網改造料として費用回収することが適当である。

NGNイーサネット接続料に関しては、PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用は、PVCタイプを利用する接続事業者において網使用料（加算料等）として負担するとの整理が図られている。現時点では、NTT東西においてPVCタイプを提供する予定はないとしつつも、今後、PVC機能を利用する場合には同等の負担を行うことになるため、この限りにおいて、NTT東西と接続事業者は同等な利用環境にあると認められる。

移行期において、電気通信市場の一層の公正競争環境を整備する観点から、以上の考え方やブロードバンド答申を踏まえ、NGNのオープン化を含むブロードバンド普及促進のための環境整備に向けて必要な対応を行うことが適当である。

なお、NTT東西の再意見において、10億円程度の費用負担について言及がなされているが、システム改修費用の総額については、具体的な接続要望に基づき必要な額を算出することとなるが、網使用料として設定する際には、接続約款の変更が必要となることから、その際に改めて検証することが適当である。

7ページをご覧ください。意見3でございます。NGNにおいては依然としてオープン化が不十分であり、今後引き続きGC接続類似機能やプラットフォーム機能等のオープン化に係る検討を進めていくべき。

考え方でございます。GC接続類似機能については、加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定の関連で議論されているものであることから、ご意見については参考として承る。プラットフォーム機能については、ブロードバンド答申において、N

NIにおけるプラットフォーム機能については、「ブロードバンド普及促進に向けてさまざまな事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要となることに鑑み、IP網同士の直接接続が現に検討される中、PSTNにおいて具備・アンバンドルされている機能を参考に、一定のオープン化を検討することが適当である」とされたところである。

また、SNIにおけるプラットフォーム機能については、「多様な事業者による創意工夫を生かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点から、NGNにおける機能に係るアンバンドルの考え方も踏まえつつ、一定のオープン化（内容・手法）の検討を進めることが適当である」とされたところである。移行期において、電気通信市場の一層の公正競争環境を整備する観点から、以上の答申を踏まえ、必要な対応を行うことが適当である。

考え方につきましては以上でございます。1ページ目にお戻りをいただければと思います。

本件、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根岸部会長　それでは、今、報告書をいただいておりますけれども、これと同じ内容のものを答申としたいと思います。11ページのところに答申書（案）とありますけれども、「案」を取って、この内容で答申をしたいと思います。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、続きまして、諮問第3040号、NTT東西の、いわゆる長期増分費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定につきまして審議したいと思います。本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、今年の2月21日のこの部会におきまして審議を行い、3月13日まで意見募集を行い、提出された意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討をいただきました。接続委員会の主査の東海委員より、その検

討結果についてご報告をお願いいたします。

○東海委員 答申事項の接続委員会からの報告の最後のものになりますが、資料34-5をご覧いただきたいと思います。同様に、接続約款の変更の認可のうち長期増分費用方式、いわゆるLRIC方式に基づく平成24年度の接続料等の改定につきまして、接続委員会で議論をいたしました結果のご報告でございます。

本件は、接続料規則の一部を改正する省令が今年の1月30日に一部施行されたことを受けまして、長期増分費用方式に基づく平成24年度の接続料等を改定するため、NTT東西の接続約款の変更を行うというものでございます。意見募集の状況につきましては、先ほど部会長からご説明ございましたので省略をさせていただきます。

結果につきましては、資料34-5の1ページにございます報告書のとおり、諮問のとおり認可することが適当といたしました。詳細については、総務省からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○根岸部会長 では、よろしく申し上げます。

○大村料金サービス課企画官 それでは、提出いただいた意見と、それに対する考え方の案についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。今回の諮問は、今ご説明ございましたように、平成24年度のLRIC方式に基づく接続料の改定のための接続約款の変更の認可に係るものですが、お寄せいただいた意見は、いずれも平成25年度以降のLRIC方式に基づく接続料の算定の在り方に関するものでした。具体的にご説明をさせていただきます。

まず、意見1です。平成25年度以降の接続料算定の在り方について検討を行う際には、長期増分費用モデル研究会で示された改良モデルをそのまま接続料算定に適用した場合、コスト削減効果を上回るトラヒックの減少により接続料水準の上昇が避けられないことから、プライシングにも十分配慮し、接続料水準の確実な抑制を図るべきというものです。

これに対する考え方としまして、平成22年9月28日付情報通信審議会答申では、現行モデルを用いた算定方法の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当とされている。長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方については、本年3月、長期増分費用モデル研究会において、平成25年度以降の接続料算定に適用可能なコスト算定モデル（改良モデル）等に係る報告書が取りまとめられたこと等を踏まえ、適時適切

に検討を進めていくことが適当であるとしております。

3ページをご覧ください。意見2です。トラヒックの大幅な減少が続いており、接続料水準の上昇傾向が継続するものと想定されるため、平成25年度以降の接続料算定の在り方に係る検討においては、IP網をベースとしたモデル（IPモデル）の早期導入に向けた検討とともに、IPモデル導入までの間の暫定措置として、プライシング政策を併用することを前提に議論すべきというものです。

これに対する考え方としまして、平成25年度以降の接続料算定に適用可能なコスト算定モデル等について検討を行った長期増分費用モデル研究会の報告書では、IP網をベースとしたモデルに関しては、その前提となる考え方やモデルを構築する際の具体的な課題等について、今後とも詳細な検討を行っていくことが適当とされているところである。今後、当該研究会報告書等を踏まえつつ、考え方1のとおり、長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について、適時適切に検討を進めていくことが適当であるとしております。

1ページにお戻りいただきまして、報告書として、本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりであるとしてしているところです。

以上です。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根岸部会長　　それでは、今いただきました報告書と同内容の答申書（案）というのが4ページにございますが、「案」を取りまして、この内容のとおり答申したいと思えます。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　　それでは、次に、諮問第3041号、NTT東西の特定電気通信役務の基準料金指数の設定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　　それでは、資料34-6に基づきましてご説明を申し上げます。

まず、1ページ目をご覧ください。背景でございますが、NTT東西の提供する加入電話等に係る料金について、平成12年10月1日以降、プライスカップ制度が導入されております。料金水準の上限である基準料金指数の設定に当たって必要となる生産性向上見込率（X値）については、3年ごとに見直しが行われることとなっております。

総務省におきまして、次期（平成24年10月1日からの3年間）に適用されるX値を算定する際に留意すべき事項を検討、整理することを目的といたしまして、昨年11月から「プライスカップの運用に関する研究会」が開催され、当該研究会報告書において、X値を消費者物価指数変動率と連動させることが適当との考え方が示されているところでございます。

これは、NTT東西の特定電気通信役務に係る収入・費用予測や経営効率分析の結果を踏まえたX値の試算の結果、消費者物価指数変動率を上回るX値も下回るX値も設定され得る試算結果が得られたところ、X値を一意に定めることが困難であることやIP網への移行に対する政策の中立性及び公正競争の確保といった政策的観点も踏まえまして、X値を消費者物価指数変動率と連動させることが適当と整理されたものでございます。

本件は、以上を踏まえまして、本年10月から明年9月末までの基準料金指数を設定することにつきまして、情報通信行政・郵政行政審議会に対し諮問を行うものでございます。

具体的なプライスカップ制度の概要及びX値算定の考え方につきましては、参考資料に基づきまして補足的な説明をさせていただければと思います。横長の参考資料をお開けいただければと思います。

まず、4ページでございます。プライスカップ制度の概要でございます。まず、その趣旨でございますけれども、第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービスのうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きい、国民生活・経済に必要不可欠なサービスに対し、料金水準の上限を定めるものでございます。

実質的な料金の低廉化を図ることにより利用者利益を確保しつつ、NTT東西に経営効率化努力のインセンティブを与える規制として導入したものでございまして、平成12年10月から適用を開始をしているところでございます。

その対象サービスでございますが、NTT東西が提供する加入電話、ISDN、公衆電話等でございます。これに料金水準の上限となる基準料金指数を設定し、毎年、NTT東西に通知をしているところでございます。基準料金指数の算定式は、下の四角囲みのとおりでございます。基準料金指数の設定に当たっては、3年ごとに合理的な将来原価の予測に基づく生産性向上見込率を設定することとなっております。対象サービスの料金設定につきましては下のとおりございまして、NTT東西の実際の料金指数が、バスケットごとに基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出、他方、超える場合には総務大臣の認可が必要となるものでございます。

続きまして、先ほど申し上げましたプライスカップの運用に関する研究会の報告書の概要について補足的にご説明させていただきます。9ページをご覧くださいと思います。生産性向上見込率の算定の方法でございます。従前どおり、事業者の費用情報等に生産性向上率を加味してX値を算定いたしますミックス生産性準拠方式を基本としてX値を算定しております。具体的には、事業者の収入、費用等の予測値をもとに、適用期間（3年間）の最終年度に対象サービスの収支が相償する水準にX値を算定する方式でございます。算定の手順は以下のとおりでございます。

まず、NTT東西の収入予測を行った上で、NTT東西の費用予測を行います。その上で、実績データ及び政府機関等が公表している予測値をもとに、適正報酬額・消費者物価指数の変動率を定めることとなります。その上で、NTT東西の経営効率分析を行って、X値の算定に係る考え方を整理するというところでございます。

続きまして、15ページをご覧くださいと思います。今申し上げましたX値の算定手順を踏まえまして試算をしたX値の試算結果でございます。固定電話の回線指数につきましては、最近の市場構造の変化、あるいは技術革新に伴う電気通信市場の今後の動向等の見極めが難しいことを踏まえまして、パターンAとして、光IP電話・携帯電話等への移行影響が今後縮小するという想定。逆に、パターンBといたしまして、移行影響が今後拡大するという、この2つのパターンに分けて収入予測を行い、さらにNTT東西の費用予測に基づきX値を算定しておりますのが赤いグラフのものでございます。さらに、NTT東西の費用予測を検証し、削減可能額を反映した場合は黄色い棒グラフ、さらに、経営効率分析を行って算定した結果が、その下の緑及び青の棒グラフでございます。こういった形でさまざまな算定を行って検証しているところでございます。

今回のX値の算定に当たりましては、13ページにありますとおり、政府機関等が公

表しております消費者物価指数変動率の予測値の平均が0.0%となっております。その試算結果は、ご覧の15ページのとおりでございます。CPI 0.0%を中心にプラス・マイナス両側に分散をしております。複数の計算結果のうち最も優位な試算結果を特定し、X値に一意に定めることは困難でございました。

その次のページ、16ページをご覧ください。X値を算定する考え方でございます。まず、X値を一意に定めることが困難であるという点についてでございますが、固定電話回線数の減少につきましては、固定電話以外のサービスの展開状況や利用者ニーズの動向等に影響されることとなるため、確実に予想することが難しいという点がございます。

また、固定電話回線数が継続して減少していく中で、今後、規模の経済性がより強くマイナスに働く可能性が高まることも考えられるなど、費用予測の不確実性を除去することが困難であるという点が挙げられます。

また、分析に使用するデータに制約があることなどから、経営効率分析等により金額ベースで一意に改善余地を特定することまでは困難であるという点がございます。

以上、X値を一意に定めることが困難であるというご説明でございます。

さらに、以下の政策的な観点からも検討いたしております。

1点目としましては、IP網への移行に対する政策の中立性の観点でございます。CPIを必要以上に上回るX値を設定すると、値下げが求められることとなる結果、IP網を利用するサービスへの移行を遅らせる誘因となります。また逆に、CPIを必要以上に下回るX値を設定すると、利用者料金の値上げを容認することとなり、利用者の利益を損なう形で移行を進めることを認めることとなります。

また、公正競争の確保の観点でございますが、CPIを必要以上に下回るX値を設定すると、値上げを容認することとなる結果、NTT東西に追加的な利潤を発生させる可能性があり、仮にこの利潤がIP網の構築の原資に充当されることになれば、NTT東西がメタル回線数における設備シェアのほとんどすべてを占める市場から独占的市場への不当な内部相互補助として公正競争の観点から問題となり得るということでございまして、以上、X値をCPI連動とすることが適当という結論になったところでございます。

これを踏まえまして、また最初の1ページ目にお戻りいただければと思います。2.の「本年10月から来年9月末までの基準料金指数について」でございますが、以下の

とおり、音声伝送バスケットにつきましては、引き続きX値を消費者物価指数変動率と連動させることとし、前期の基準料金指数を維持する。すなわち、92.7を維持するというところでございます。

(2) 加入者回線サブバスケットについても、同様の整理で100とする諮問でございます。

以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。いかがでしょうか。

○関口委員 本日は、プライスキップの運用に関する研究会の座長は辻先生だったんですが、今日、ご欠席でありますので、メンバーの1人だった私から一言お伝え申し上げます。

X値につきましては、資料の十何ページか、平成15年からずっとCPI連動が続いておまして、資料の6ページにその旨書いてあります。当初だけ1.9という数字が出たわけですが、この状況がずっと続いているのですけれども、先ほど、課長からもお話がありましたように、16ページのX値設定の考え方によって、今回もCPI連動が適切であろうと考えております。

ちなみに、この報告書の最後の17ページのところで、検討課題が3点指摘されておまして、費用削減努力の継続ということとデータ整備、スキップの対象ということですけれども、特に真ん中のところが、実は今後の課題としては非常に大きな課題として残っておりまして、当初、刀根先生が統計的手法を使って、このプライスキップのデータ処理を担われていらっしゃったのですが、このときも、東西2つのデータでは分析のしようがないということで、各支店を別会社なりにみなしてデータを分析対象としていたのですね。その後、支店統合が進んで、データの数少な過ぎるということが今後の課題ということでありまして、将来的には、次期、また3年後のときには、分析手法についての妥当性を検証ということも必要になってくると思います。

以上です。

○根岸部会長 ありがとうございます。

ほかにごございませんでしょうか。よろしいですか。酒井先生、何かございましたら。

○酒井委員 まるで素人の質問で恐縮ですが、消費者物価指数と連動して音声伝送バスケットと加入者回線バスケットで差が出るというのは、どうしてなのでしたか。

- 根岸部会長 ページ数でいきますと、何ページですか。
- 酒井委員 そもそも1ページ目の一番下のところ。
- 関口委員 音声伝送バスケットのほうは、消費者物価の変動があったときに、それと平仄を合わせて上がっている分には構わないということだったのですが、サブバスケットのほうは、これは値上げ禁止ということですよ。だから、ここはより縛りを厳しくした、一切値上げは認めないという趣旨の差です。
- 酒井委員 そういう意味で、下がってしまう、違うわけなんですね。ただ、連動させている分には同じですよ。
- 関口委員 音声伝送バスケットそのものはCPI連動ということですが、サブバスケットは100で縛りをかけているのです。
- 酒井委員 縛りをかけているからですか。わかりました。
- 根岸部会長 ありがとうございます。
- ほかによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 根岸部会長 ありがとうございます。
- それでは、本件につきましては、審議会の議事規則4条1項の規定に従いまして、この諮問案を報道発表するほか、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、5月1日、火曜日までといたします。そのように決定したいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 根岸部会長 ありがとうございます。
- 根岸部会長 それでは、次は諮問第3042号、電気通信番号規則の一部改正につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。
- 中沢番号企画室長 お手元の資料34-7、電気通信番号規則の一部改正についてご説明をさせていただきます。2ページ目に概要をつけておりますので、ご覧いただければと思います。

電気通信番号規則につきましては、様々なサービスに使われる電話番号を定めるとともに、その番号を指定するに当たっての指定要件というものを定めております。電気通信番号のうち、IP電話サービス等で使われる050及び060番号以外の電話番号につきましては、第一種指定電気通信設備との直接の網間信号接続を行うことを指定

の要件としているところでございます。これは、多くの利用者との間で、電話番号を使って電話サービスを享受できるようにという趣旨で設けられている要件でございます。この指定要件につきまして情報通信審議会でご議論いただきまして、直接の接続ではなく間接の接続であっても現状サービスを同品質で提供可能であるといった回答を多くの事業者から得られたこと、それから、相互接続点の構築におきまして選択肢が増えるということで費用軽減に資するといったことなどから、今月1日でございますけれども、「一の電気通信事業者の網を介した間接接続による電話番号の指定を可能とすることが適当」とする答申をいただいたところでございます。今回の電気通信番号規則の一部改正では、本答申を踏まえまして、電気通信番号の指定要件について所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、改正概要でございますけれども、ただいまの説明のとおり、番号規則別表第二関係の指定要件の緩和に係る規定の整備でございます。

次のページに、改正条文案をつけさせていただいております。簡単にご説明させていただきますけれども、別表第二の指定要件につきまして、「直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して」とする規定の整備を行っております。2ページ目、3ページ目をご覧くださいと思いますけれども、特に2ページ目の5の項、これは0AB～Jの電話番号でございまして、それから、7の項、8の項、それぞれ携帯電話、PHSの番号でございまして、これらにつきましては、他の電気通信事業者の網につきましても、一定の技術基準を満たしていることの自己確認を求めることを明確に規定するものでございます。その他の規定につきましても基本的には同様の改正を行うものでございます。

2ページ目に戻っていただきまして、施行日等でございますけれども、施行期日は公布の日とさせていただければと考えております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。どうぞお願いします。

○酒井委員　私、番号委員会の主査をしておりまして、これが、なぜ番号委員会の話なのかといいますと、要するに、電話番号を与える際に、多くの加入者をもつNTT東西と直接つなぎなさいとしてきたわけですが、1つであれば他社の網を介してもいいだろうと。では、2つの網はどうなのかというと、1つの網というところまで要件を緩くす

れば、2つまで緩くしなくても大丈夫だろうということだと思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　ありがとうございました。それでは、本件につきましても、議事規則に従いまして、この諮問案を報道発表するほか、広く意見の募集を行うということで、この意見招請も5月1日火曜日までといたします。今、お話がございましたように、提出された意見を踏まえまして、電気通信番号委員会において調査・検討いただいた上で、最終的にこの部会で答申をまとめる、こういうことにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、次ですが、諮問第3043号、事業用電気通信設備規則等の一部改正につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

○野崎電気通信技術システム課長　電気通信技術システム課長、野崎です。よろしくお願いいたします。資料34-8に基づいてご説明させていただきます。

まず、1ページ目が諮問書でございまして、その後、2ページ目以降で今回の省令の一部改正案の概要について説明させていただいております。

まず1ページ目でございますが、改正の背景でございます。東日本大震災におきまして、広範囲においてふくそう、通信途絶等の問題が発生しております。そのような状況を踏まえまして、情報通信審議会の技術分科会のもとで、IPネットワーク設備委員会の中で議論してまいりました。今年2月17日に、電気通信設備の安全・信頼性対策に関する事項ということで、事業用電気通信設備規則等の強化についてまとめられましたので、それを踏まえて、今回、省令の改正案を諮問させていただくものでございます。

改正の概要でございますが、Ⅱのところ、まず(1)から簡単にご説明させていただきます。

まず、今回の通信設備の機能停止の要因として一番大きかったのが停電でございますが、その次に大きかったのが伝送路設備への被害ですが、ここでは、条文の順番に項目を並べておりまして、(1)は伝送路設備の耐災害性強化に関するものでございます。点線の中は、情報通信審議会の一部答申の関連部分を抜粋しておりますが、中継伝送路の耐災害性を強化することが重要であり地理的に困難な場合等の一部例外を除いて、交換設備相互間の伝送路設備の複数経路化を徹底し、冗長性を確保することが必要という

ことでございます。こういう方向性を踏まえて、その下のところですが、交換設備相互間を接続する伝送路設備は複数の経路により設置することとし、地形の状況により複数の経路の設置が困難な場合といったものに例外を限定するというものでございます。

(2) が停電対策の強化についてです。点線の中は情通審答申の抜粋ですが、東日本大震災において、携帯電話の基地局において、蓄電池や自家用発電機の電源切れが起きました。したがって、持続時間の長時間化に努めることが非常に重要です。点線の中の第2パラグラフのところですが、国や地方公共団体が復旧活動、あるいは人命救助活動する上で重要通信の確保は非常に重要です。災害対策等において中核的な役割を果たす拠点の通信機能の維持に関する電気通信設備については、自家用発電機及び蓄電池の持続時間について大規模かつ長時間の停電を考慮すること、必要な燃料の備蓄、補給手段の確保、その他の必要な措置を講じることを答申いただいております。

これを踏まえて、省令改正についてはその下のところでございますが、特に、防災上必要な通信を確保するために、都道府県庁、市町村役場の主たる庁舎に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備、いわゆるエントランス回線とか末端の回線ですが、さらにそれと接続されている交換設備等の停電対策について、長時間の停電を考慮するというものでございます。

(3) が大規模災害対策の強化についてです。こちら以降は、通信事業者にそのような対策への努力を求める規定になっております。

まず、①については、「ループ状に接続する大規模な伝送路設備の対策」というところで、次のページの点線の中にありますが、冗長構成をとるために、ループ状で交換設備を結ぶ場合があるのですけれども、そういう場合に複数の箇所が切れた場合に、広い範囲で通信に支障が生じるということが起こりましたので、複数箇所の切断による影響をできるだけ少なくするために対策が必要ということです。このため点線の中にありますように、ループ構造による2ルート化をした電気通信回線については、複数箇所の損壊により電気通信役務の提供に大規模かつ長時間にわたる支障を生じることがないように、予備経路の設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備等の対策を求めています。予備経路というのは、例えば、ループの中にはしご状の横の回線を設置するようなことでございます。

②については、「災害対策の中核的な拠点に係る基地局と交換設備との間の伝送路設備の対策」ですが、これは、都道府県庁、市町村役場等は災害対策で中核的な役割を果

たしますので、そういう拠点をカバーする主要携帯電話基地局のエントランス回線について対策の強化を求めるものでございます。点線の中にありますように、そういうエントランス回線については、予備電気通信回線及び複数経路の設置を講じることとしております。

次のページでございます。③については、「基幹的な電気通信設備の分散配置」ということで、東日本大震災のように広域災害の場合に、点線の中にありますが、多くのサービスの中枢機能を担う基幹的な認証設備が被害を受けた場合に、広域に通信機能がストップする可能性があります。このような基幹的な電気通信設備の地理的分散を図るものです。機能停止により電気通信役務の提供に広域にわたり重大な支障を及ぼすおそれのある基幹的な電気通信設備について地理的分散を図ることとしております。

その下にありますように、改正案では伝送路設備を複数の経路により設置する場合には、互いになるべく離れた場所に設置することを規定しています。

④については、「地方公共団体の防災に関する計画への考慮」ということで、点線の中にありますけれども、今、各自治体が東日本大震災を踏まえてハザードマップ等を見直していますが、そういうものを踏まえて、電気通信事業者の災害対策についても適切に見直しを図っていく必要があると考えられます。したがって、点線の中にあるように、電気通信設備、設備を収容する建築物、これは電話局舎等ですが、その設置や災害対策に関しては、各自治体が作成するハザードマップ等の被害想定を考慮した対策を講じることとして規定を設けております。

(4)でございますが、「PHS用設備の耐災害性の強化」ということで、PHSについては、これまでは携帯電話のように普通のアナログ電話並みの安全・信頼性対策を求めているのですが、PHSについても、今回、災害時につながりやすかったことから、防災用に使う動きも広がっておりますので、点線の中にありますように、PHSの設備についても、予備機器、耐震対策、停電対策及び設備を収容する建築物等に関して、アナログ電話用設備等と同等の対策を講じることとしています。ただ、マイクロセル基地局の特性上、非常に小規模な基地局で数が多いということで、携帯電話とは設備の構成等も違っておりますので、マイクロセル基地局の規模等の設備の実情に留意することとしています。ただし、都道府県庁や市町村役場等の災害対策等の中核的な拠点については、大規模かつ長時間の停電を考慮した対策を行うこととしています。

(5)が「通信規制実施時の疎通状況の保存、分析等」ということで、東日本大震災

では、通常のピーク時の50倍、60倍の音声通信の通信量が集中し、相当ふくそうが起きたということを踏まえて、点線の中にありますが、災害時の非常事態発生時に通信規制を実施した場合に、重要通信と一般通信の疎通状況に関するデータを保存、分析した後に、設計容量とか通信規制の実施ルールについて継続的に見直すとともに、総務省に対して報告を求めることにしています。そういうことについて、省令に規定したものがその下のところでございます。

それに合わせて、2のところでございますが、施行規則も関連で一部改正いたします。

また、3のところの附則については、施行期日は、設備の対策で時間を要するところもありますので、9月1日を施行日として、①から③までの経過措置を設けています。

あと、諮問対象外になりますが、報告規則で、通信規制を行ったときにその規模に応じて報告を求める際の様式について定めたり、諮問対象外の2つ目ですけれども、災害対策、例えば、移動電源車とか車載基地局を何台配備しているかとか、そういう災害対策についても報告を求めることとしており、そういう報告様式についても定めることとしています。これらについては、諮問事項である事業用電気通信設備の技術基準等と密接に関係するものを含んでいますので、諮問事項とそれ以外のものをまとめて、総務省の方でパブリックコメントの手続きをさせていただければと考えています。

説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いします。

○酒井委員　これらは、規則として決めたときに、あまり具体的な値は書けないと思うのですが、定性的な言い方になっているのですけれども、具体的に、例えば、もっとこうしたほうがいいのかということ、これを根拠に言えるのでしょうか。

例えば、バッテリーの持続時間を長くしろというときに、別に何時間と書いてあるわけじゃないので、これでは短すぎるのではないだろうかということ、その場合、先方に言わなきゃいけないと思うのですが、この条文を根拠にして、かなりそういうことが言えるわけなんですね。値が書いてないのですが。

○野崎電気通信技術システム課長　ご案内のとおり、今も、例えば、基地局の電源についても、山の上にあるようなところは、そんな簡単に行けませんので、長時間を配備するとか、あるいは、ビルの上で、特に民間ビルの上は重量制限があるので、あまり大きな蓄電池は置けないとか、ケース・バイ・ケースで事情が異なるために、あまり定量的

な指標は設けてはいません。今回の改正で長時間の「停電を考慮としていますので、特に都道府県庁や市町村役場をカバーするような基地局については、だいたい3時間ぐらいと言われている通常の蓄電池以上の十分な停電対策を求めていくということになりますので、そういう方向で我々としても対応していきたいと思っております。

○酒井委員 わかりました。

○宮本委員 先ほどご説明されました3ページの(3)以下は努力義務目標のようなものと言われていましたけれども、例えば、7ページの一番上とか、その後に、総務省に対してきちんと報告してくださいという文章が出てきます。そうすると、努力目標というよりもやってくださいということで理解したほうがいいのでしょうか。7ページの箱の中の場合も、総務省に対して報告をしてください、努力目標ではなくて、やることを求めています。

○野崎電気通信技術システム課長 説明が不十分だったかもしれませんので補足しますと、(3)の特にループ構造の電気通信回線の対策、地方公共団体のハザードマップの考慮等は、例えば、通信設備の高台移転とか膨大な費用と時間も要しますので、(3)のところは対策への努力を求める規定となっているという意味です。

○宮本委員 (3)のところということですか。いや、その後というふうにおっしゃったような気がしたもので、失礼しました。

○野崎電気通信技術システム課長 今ご指摘のあったところは、今回、大震災のときも、通信事業者によっては疎通状況についてのデータがきちんと保存されていないというような事態もありましたので、報告を義務化したということでございます。

○宮本委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましても、議事規則に従いまして、諮問されました案を報道発表するほか、広く意見の募集を行うということで、今ご提案のとおり、報道発表、意見招請につきましても、諮問を要しない事項というのもありましたけれども、これらも含めまして、一体として総務省が実施するというのを、この部会で決定したいと思えます。本件に関する意見の招請期間は5月1日火曜日までとしていただければと思います。どうもありがとうございました。

○根岸部会長 それでは、最後になるかと思いますが、報告事項ということで、NTT東西の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策、それから、支援機関の平

成24年度事業計画につきまして、総務省より報告をお願いいたします。

○大村料金サービス課企画官 ユニバーサルサービス関係で2件ご報告させていただきます。資料34-9をご覧ください。

まず、NTT東西の基礎的電気通信役務、ユニバーサルサービスに係る効率化のための具体的方策についてです。1ページをご覧ください。経緯ですが、平成18年の審議会からのご要望を受けまして、総務省からNTT東西に行政指導をしているところでございますが、その中で、右側の黄色の枠の一番下にありますように、「毎年度の事業計画の認可申請の際に、基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について報告すること」としていることに基づきまして、今回、来年度の分について報告があったものです。

具体的には、2番の平成24年度計画ですが、設備利用部門の費用につきまして、NTT東で1,123億円、NTT西で935億円と、いずれも前年度の見込額に比べて7%の効率化を行うことになっているというものでございます。その具体的な施策が2ページです。人員のスリム化として、NTT東で3,000人、NTT西で4,000人の削減をするほか、2ページにありますように、業務の集約、資産のスリム化、その他の施策を引き続き行うというものになっているところです。

続きまして、基礎的電気通信役務支援機関の平成24年度の事業計画等についてご報告させていただきます。3ページをご覧ください。平成24年度の事業計画・収支予算のポイントですが、支援業務費につきまして、合算番号単価の修正の見込みまして、周知・広報費が若干増加する一方で、物件費の削減に努め、前年度に比べまして、約1,100万円増の8,000万円としているところです。具体的には、新聞広告、インターネット広告の出稿費用増額というようなことになっております。具体的な収支、支援業務費の内訳については4ページに記載しているところです。

5ページをご覧ください。2月末時点でのユニバーサルサービスに関する問い合わせの状況についてまとめた資料です。こちらにつきましては例年同様ですが、合算番号単価の変更に係る周知を実施した12月から1月にかけての問い合わせ、またはポータルサイトへのアクセス数が増加しているという傾向が見てとれようかと思えます。

簡単ですが、以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。それでは、今のご説明につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、お願いいたします。

○関口委員　今、企画官から説明いただきました資料で、4ページ目のところで周知広報費が上がっているのですが、基本的には新聞広告代が一番高い項目なのですけれども、説明の中にも4月の合算番号単価修正が入っていますね。一応、皆さんに状況だけご紹介いただければと思いますが。

○根岸部会長　お願いいたします。

○大村料金サービス課企画官　合算番号単価ですが、この1月末の番号単価から、1番号当たり月5円ということになっています。この合算番号単価につきましては、制度上、毎年度、原則として4月に見直しを行うこととされております。実際には、これまで制度開始以降、見直しはしていただいているのですが、額が変わるということはありませんでした。平成24年度につきましては、まだ決定されているものではないのですが、見直しの結果、額の変更が生じる可能性が高くなっているということで、収支予算上も、変更があった場合に対応できるように、それを見込んだ周知広報費の額を計上しているというものです。この合算番号単価の修正ですが、手続としましては、総務省の告示で定められた方法に従いまして、支援機関で算定して変更を実施し、修正をした場合には総務大臣に通知をすることになっているものです。

○根岸部会長　今のご説明、よろしいですか。

○関口委員　はい、ありがとうございます。

○根岸部会長　ほかにございますでしょうか。ないようでしたら、このご報告は了承したということで、以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございませんでしょうか。

○根岸部会長　それでは、以上で本日の会議は終了いたします。

次回につきましては、事務局よりまた別途、連絡いただけるということで、どうもありがとうございました。

閉 会